

## 江南市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 江南市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の運営に関すること。

### (組織)

第4条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進に係る部課、機関及び市民から公募した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。
- 3 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教育部長を、副委員長は生涯学習課長をあてる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (策定委員会の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を策定委員会の会議に出席させることができる。

### (江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ)

第6条 策定委員会に、推進計画の策定に係る実務を担当する江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループを置く。

2 江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務を処理するために、事務局を教育部生涯学習課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江南市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、江南市子ども読書活動推進計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 江南市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に係る実務に関すること。
- (2) その他ワーキンググループの運営に関すること。

### (組織)

第3条 ワーキンググループは、子どもの読書活動の推進に係る部課及び関係機関の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故のあるとき、またはリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

### (ワーキンググループの招集)

第4条 ワーキンググループは、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要に応じ会議事項等を策定委員会へ報告する。

### (事務局)

第5条 ワーキンググループの事務を処理するために、事務局を教育部生涯学習課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関する必要な事項は、リーダーが定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。